

# 総務省政務三役会議

平成 22 年 3 月 3 日  
19:15 ~ 19:35  
進行：渡辺副大臣

## 1 大臣挨拶

## 2 協議事項

- 平成 21 年度特別交付税配分について 資料 3、4

## 3 報告事項その他

- 地方自治体の技術の海外展開（水道）について（渡辺副大臣） 資料 5、6
- 郵政改革関係政策会議の状況について（長谷川大臣政務官） 資料 7、8
- 消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第 2 回）の結果について  
（小川大臣政務官） 資料 9、10
- 地域主権戦略会議（第 2 回）について（逢坂総理補佐官） 資料なし

## 1. 平成21年度特別交付税総額

9,493億円 ※対<sup>⑩</sup>比で +248億円(+2.7%)の伸び

## 2. 団体区分ごとの平成21年度配分(案)の考え方

### (1) 基本方針

- 「国民のいのちを守る」観点から、災害、新型インフルエンザ予防接種等に係る算定を適切に反映
- 基礎自治体の厳しい財政状況を勘案し、財政力の弱い市町村に配慮

### (2) 団体区分ごとの考え方

#### ①道府県分

- ・ 災害、新型インフルエンザ予防接種、地域医療の確保(病院等)関係経費の算定を適切に反映。

#### ②大都市(政令市)分

- ・ 生活保護母子加算、新型インフルエンザ予防接種等、大都市において特に顕著に生じる新規の財政需要を適切に反映。

#### ③市町村分

- ・ 大都市圏の市においては、生活保護母子加算、新型インフルエンザ予防接種等、新規の財政需要を適切に反映。
- ・ 財政状況が厳しい地方の市町村に対しては、人口急減補正の算定を導入することにより、交付額の確保に配慮。
- ・ 以上により、合併、災害等の財政需要が大幅に増減する団体や、人口急減補正により交付額が増える団体を除いて、一定の伸びを確保。
- ・ 旧合併特例法に基づく合併団体の包括算定が昨年度までで終了したことにより、関係団体の算定額が大幅減となるほか、昨年度災害被災団体の算定額が減となるが、それらも含めた市町村分の総額としても一定程度の伸びは確保。

# 主な項目の算定額について

(億円)

H 2 0

H 2 1

災 害 113 → 120～130程度

合 併 404 → 220～230程度

病 院 542 → 650～660程度

除 排 雪 215 → 250～260程度

新 人 口 急 減 - → 200程度

新 新型インフルエンザ - → 80～90程度

新 生活保護母子加算 - → 20程度

# 地方自治体の技術の海外展開（水道）

## 1. これまでの取組内容・現状

### ① 「水問題」をめぐる海外の動向

- 世界の人口増加、都市化の進展等により、地球全体で水需要が急速に高まっており、「水問題」は、地球規模で解決すべき喫緊の課題。
- この「水問題」に呼応し、「水ビジネス」が急拡大。
- 日本の官・民が保有する高度な技術と経験の有効活用が期待。

### ② 地方自治体のこれまでの取組み（事例）

<東京都のケース>

(1) 海外事業調査研究会の設置

- ・平成 22 年 4 月を目途に設置。
- ・海外水道事業体のニーズに応じて東京水道の技術・ノウハウを活かしたビジネスモデルを検討。

(2) 東京水道国際貢献ミッション団の派遣

- ・平成 22 年度から 3 年間、当面アジア地域（10 か国程度）を中心に調査団を派遣。
- ・東京水道サービス株式会社（都出資の第三セクター）の社員が同行。

(3) ビジネスモデルの展開・参画

- ・東京水道サービス株式会社による施設管理の受注を目指す。

<横浜市のケース>

- 出資会社の立ち上げ

  - ・平成 22 年度に出資会社を設立予定。
  - ・設立当初は浄水場の運転管理事業を受託するとともに、国際協力機構（JICA）への技術協力を検討。

## 2. 今後の取組み・課題（論点）

- 今後、厚生労働省（水道法を所管）、経済産業省（水ビジネス国際展開研究会を主催）など関係省庁等と連携し、対応する必要。

### <対応に当たっての課題等>

- ・ 地方公共団体の有するノウハウ・経験の移転方法
  - ・ 地方公共団体への支援策
- など

## 3. 担当部局：大臣官房企画課、自治財政局公営企業課、自治行政局公務員課

## 地方自治体水道事業の海外展開検討チーム（案）

### 1. 趣旨

世界の「水問題」は地球規模で解決すべき喫緊の課題であり、この解決に貢献することが途上国のインフラ整備支援等を通じ我が国経済の成長にも直結することから、官民連携してこの問題に対処していく必要がある。その一助として、地方自治体の有する水道の運営・管理に関するノウハウを活用した海外展開について幅広く検討し、新成長戦略への反映を図ることとする。

### 2. メンバー（案）（6名）

- ・ 総務省 渡辺副大臣《主査》
- ・ 総務省 小川政務官
- ・ 逢坂総理補佐官
- ・ 厚労省 政務官
- ・ 経産省 政務官
- ・ 国交省 政務官

### 3. スケジュール

- ・ 3月中旬 「地方自治体水道事業の海外展開検討チーム」設置
- ・ 3月 先進自治体ヒアリング（東京都、横浜市等）
- ・ 5月 中間報告とりまとめ
- ・ 6月 新成長戦略への反映

# 第7回郵政改革関係政策会議(事業展開WT)の概要

日時：平成22年2月23日(火) 17:30~19:20

於：内閣府地下1階 講堂

大塚副大臣と日本郵政よりあいさつと配布資料の説明。その後、質疑応答。

○限度額規制について	○経営自由度の拡大について	○かんぽの宿について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵貯・簡保は郵便事業よりも「民」に近い。限度額規制は撤廃すべき。</li> <li>・ 限度額は引き上げるが撤廃せず、代わりに業務内容を完全自由化すべき。</li> <li>・ 限度額規制を撤廃したからといって、長期減少傾向に歯止めがかかるとは思えない。</li> <li>・ 限度額の管理はどのようにしているのか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>←システムで名寄せしている。限度額を超過したお客様に減額をお願いをした結果、苦情を受け全額解約になることもある。管理に大変コストがかかっており、残高減少の一因であるとも考えている。</li> </ul> </li> <li>・ 死亡保障の限度額が1,000万円までというのは低すぎるので、撤廃すべき。</li> <li>・ 個人年金保険は保険金額が年90万円という規制があると聞かすが、増額できないか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>←同商品には公的年金の補完的性格があり、今のところ増額にはニーズがないと認識。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん保険への進出をどのように考えているか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>←主力だった養老保険の落ち込みや市場ニーズを考えると、進出する必要がある。商品開発等について、日本生命と業務提携をしているところである。</li> </ul> </li> <li>・ 新しい保険商品等の契約時に必要となる、診査の態勢について伺いたい。               <ul style="list-style-type: none"> <li>←ノウハウを蓄積して整えていきたい。</li> <li>また民間では、当初は無診査で低額な契約を行い、無事故期間が続いた場合に額を上げる商品もあり、参考になると思う。</li> </ul> </li> <li>・ これ以上複雑な保険商品を扱うのは困難である、との郵便局の方の声がある。</li> <li>・ 教育ローンなど、社会的要請のあるローン事業へ進出して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後かんぽの宿の全施設を運営していくのか、それとも不採算施設は売却するのか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>←今は売却を考えておらず、検討しているところ。地域の人々ともよく相談したい。</li> </ul> </li> <li>・ 介護施設への転用を考えると、地元の社会福祉法人へ売却の方が有利ではないか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>←地元との関係を重視したいと考えており、地元法人への売却はあり得る。</li> </ul> </li> </ul>

# 第8回郵政改革関係政策会議(民営化検証WT)の概要

日時：平成22年2月26日(金) 13:30~14:50

於：内閣府地下1階 講堂

大塚副大臣からあいさつの後、内藤副大臣から配布資料の説明。次に日本郵政の足立副社長から配布資料の説明。その後、質疑応答。

○郵便事業・集配再編について	○限度額規制について	○サービス品質等について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集配局が無集配局になり、不便になったとの声を聞く。元に戻す予定はあるのか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>← (日本郵政) 集配再編は基本的なサービスを確保するという前提で行っており、基本的に戻す予定はない。しかし、一部行き過ぎた部分を見直すことはあり得る。</li> </ul> </li> <li>・集配再編後の旧集配局に残る空きスペースを、どのように活用していくか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>← (日本郵政) 地域にあったサービスを、それぞれの局で考えていく予定。</li> </ul> </li> <li>・誤配が多くなったと聞かすが、民営化ではなく過度の生産性追求が原因ではないか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>← (日本郵政) 確かに民営化は直接の要因ではないが、上場を控え効率化を加速させた結果、現場職員のモラルが低下した部分もある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額規制の撤廃に関する、今後の具体的なロードマップはあるのか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>← (大塚副大臣) そのロードマップを決めること自体を、この場で行っている。ゆうちょ銀行も民間金融機関も金融システムの一員であり、安定的な金融システム構築を目指したい。</li> </ul> </li> <li>・限度額規制を撤廃しなければ今後の経営が難しいという現状を把握できた。               <ul style="list-style-type: none"> <li>← (日本郵政) 確かにその通り。また、それ以上にお客様にご迷惑をおかけしている現状が心苦しい。</li> </ul> </li> <li>・ゆうちょ銀行は一般の金融機関とは役割が異なるので、限度額規制の撤廃には反対。</li> <li>・民営化・税金不投入を前提として、限度額規制を撤廃して金融業務による収益が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前の郵便局のサービスは決して悪くなかったが、民営化により会社間の連携がとれなくなった。</li> <li>・民営化によるプラス面についても確認した上で、マイナス面を考えていくべきではないか。</li> <li>・市町村の指定金融機関にはならないのか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>← (日本郵政) 各市町村と長年折衝している。これからも働きかけていきたい。</li> </ul> </li> </ul>

## 消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第2回） 議事概要

- 1 日時 平成22年2月26日(金) 10:00～12:00
- 2 場所 中央合同庁舎2号館10階第1会議室
- 3 出席者（50音順、敬称略） 小川 淳也（座長）、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、菅家 一郎  
木村 裕士、迫 大助、辻 琢也、人羅 格、三浦 孝一
- 4 議事次第 (1) 開 会  
(2) 議 事 ① 検討課題の整理 ② 実態調査及びヒアリングについて ③ その他  
(3) 閉 会
- 5 議事の経過
  - 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、荒木委員、菅家委員の紹介が行われた。
  - 事務局から、資料1から5に基づき団結権の法的効果、諸外国の消防制度、消防職員委員会の運営状況等について、木村委員、迫委員、三浦委員から各自の提出資料について、説明が行われた。
  - 事務局、委員からの説明後、検討を進める上での論点、課題等についてフリーディスカッションが行われた。委員の主な意見は次のとおり。
    - ・ 労使が協議することは職場環境向上のための有効なツールと言えるのではないか。消防職場に問題がないならば、これほど消防職員協議会への加入者が増えていないのではないか。
    - ・ 団結権が付与されることで、厳格な指揮命令系統が要求される職場に職員間の対抗関係を生じさせることになり、現場で迅速な判断・命令を求められる指揮者にプレッシャーがかかるのではないか。
    - ・ 今回の議論を行うにあたっては、いかにして住民の生命・財産を守るのかという点が重要で、警察と



の対比も考慮すべきではないか。

- ・ 団結権の付与と指揮命令系統の確保とが両立する形をうまく仕組むことが大事ではないか。
  - ・ 本来、労働者に付与されるべき団結権について、「消防職員に回復すべきか回復を見送るべきか」という観点から検討することが必要ではないか。
  - ・ 緊急出動時に指揮命令系統を確保することは、住民の生命・財産を守るという観点から、また、実際に出動している消防職員の生命を守るという観点からも必ず必要。その上で日常的な労務環境の向上のために労使の協議の場を設けるのかということを経験していきべきではないか。
  - ・ 消防本部と一般の地方公共団体との規模の差も考慮すべきではないか。
  - ・ 公益事業とされる電力事業や病院事業に従事する職員も団結権、団体交渉権を有しているが、適切な職務遂行が阻害されているわけではないのではないか。
  - ・ 団結権が付与されると、住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと住民の懸念を払拭できる形を探る必要があるのではないか。
  - ・ 他国の事例でも、日本と同じように消火や救急業務を行っており、団結権を付与されているからといって、住民の生命・財産が守られていないということはないのではないか。
  - ・ 市民の目から見ると、消防、警察、自衛隊、海上保安庁は、公益性が高い業務として位置付けられており、信頼も寄せている。その中で消防だけ別の線引きをすることが市民から見てどう映るのか、職員のモチベーションが変化しないかについても検証しなければならないのではないか。
  - ・ 検討にあたっては、非現業一般職の地方公務員の労使交渉の実態や、消防職員にとって職員団体に加入し組合費を支払うことがどのようなメリットを有するのかといった検討も必要ではないか。
- 最後に、実態調査及びヒアリングの進め方に関し、事務局から資料6、7に基づき説明が行われ、第3回検討会（実態調査）については、3月26日（金）に行うこととされた。
- 第4回、第5回検討会（共に関係団体からのヒアリング）については、4月から5月までの間で早期に日程調整をすることとされた。